（公財）小山育英会奨学生推薦収入基準表（令和９年度）

以下の方法により算出した所得金額から特別控除額（「３．特別控除額表」の該当する項目をすべて合計した金額）を差し引いた額が「１．収入基準額表」以下であれば、対象となります。

認定所得金額 ＝ 所得金額（父母の所得金額合計） － 特別控除額 ≦ 収入基準額

○所得金額の算出方法
（ア）給与所得の場合
①家計支持者双方が給与所得の場合
・収入金額が多い方
「《A》給与所得金額早見表」で求めた所得金額。
・収入金額が少ない方
「《B》給与所得金額早見表」で求めた所得金額。
②家計支持者のうち１人だけ給与所得の場合及び家計支持者が１人の場合
「《A》給与所得金額早見表」で求めた所得金額。
（イ）給与所得以外の所得の場合
所得証明書における所得金額。
※家計支持者が２人いる場合は、合計した額が所得金額となります。

１．収入基準額表

① 高等学校奨学生
（高等専門学校含む。）

区分		基準額
世帯人員	１人	１０３万円
	２人	１６５万円
	３人	１９０万円
	４人	２０６万円
	５人	２２１万円
	６人	２３４万円
	７人	２４６万円

② 大学奨学生
（短期大学含む。）

区分		基準額
世帯人員	１人	１３９万円
	２人	１９８万円
	３人	２１２万円
	４人	２２９万円
	５人	２３９万円
	６人	２５０万円
	７人	２６２万円

※ 世帯人員が７人を超える場合は、１人増すごとに高等学校で11万円、大学で12万円それぞれ世帯人員７人の収入基準額に加算する。

２．給与所得の場合における控除額

父母双方が給与所得者の場合、主たる家計支持者（収入金額が多い方）の収入金額には（Ａ）の給与所得算定式を適用し、従たる家計支持者（収入金額が少ない方）の収入金額については（Ｂ）の給与所得算定式を適用します。また、父母の一方のみが給与所得者の場合は、（Ａ）を適用します。

（Ａ）給与所得算定式【計算結果は《A》給与所得金額早見表のとおりです。】

年　間　収　入　金　額	控　　除　　額
400万円以下	年間収入金額×　0.2＋　214万円
（ただし、収入金額が　268万円未満の控除額は収入金額と同額）	
400万円を超え　781万円以下	年間収入金額×　0.3＋　174万円
781万円を超える場合	408万円

（Ｂ）給与所得算定式【計算結果は《B》給与所得金額早見表のとおりです。】

年　間　収　入　金　額	控　　除　　額
65万円以下	年間収入金額と同額
65万円を超え　180万円以下	年間収入金額×　0.4
（ただし、控除額が　65万円未満の場合は　65万円）	
180万円を超え　360万円以下	年間収入金額×　0.3　＋　18万円
360万円を超え　660万円以下	年間収入金額×　0.2　＋　54万円
660万円を超え1,000万円以下	年間収入金額×　0.1　＋120万円
1,000万円を超え1,500万円以下の場合	年間収入金額×　0.05＋170万円
1,500万円を超える場合	245万円

３．特別控除額表

<table>
<tr><th>区　分</th><th></th><th colspan="5">特　　別　　控　　除　　額</th></tr>
<tr><td rowspan="15">世帯を対象とする控除</td><td>①　母子・父子世帯であること。</td><td colspan="5">９９万円</td></tr>
<tr><td rowspan="14">②　就学者のいる世帯であること。

［児童・生徒・学生１人につき］</td><td colspan="3">小　学　校</td><td colspan="2">３１万円</td></tr>
<tr><td colspan="3">中　学　校</td><td colspan="2">４６万円</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td>自宅通学</td><td>自宅外通学</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">高等学校</td><td>国・公立</td><td>３９万円</td><td>６９万円</td></tr>
<tr><td>私　　立</td><td>８８万円</td><td>１１８万円</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">高等専門学校</td><td rowspan="2">国・公立</td><td>１～３年次学生</td><td>３９万円</td><td>６９万円</td></tr>
<tr><td>４・５年次学生</td><td>４３万円</td><td>７２万円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">私立</td><td>１～３年次学生</td><td>８８万円</td><td>１１８万円</td></tr>
<tr><td>４・５年次学生</td><td>８７万円</td><td>１１６万円</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">大　　学</td><td>国・公立</td><td>７４万円</td><td>１２１万円</td></tr>
<tr><td>私　　立</td><td>１３３万円</td><td>１８０万円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">専修学校</td><td rowspan="2">高等課程</td><td>国・公立</td><td>３９万円</td><td>６９万円</td></tr>
<tr><td>私　　立</td><td>８８万円</td><td>１１８万円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">専門課程</td><td>国・公立</td><td>３６万円</td><td>８１万円</td></tr>
<tr><td>私　　立</td><td>１０２万円</td><td>１４７万円</td></tr>
<tr><td>③　障害者のいる世帯であること</td><td colspan="5">障害者１人につき　９９万円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">本人を対象とする控除</td><td>出願者本人が高等学校・高等専門学校に進学する場合</td><td colspan="5">３９万円</td></tr>
<tr><td>出願者本人が大学・短期大学に進学する場合</td><td colspan="5">７４万円</td></tr>
</table>

備　考　１．「②　就学者のいる世帯であること」による控除には出願者本人は含めない。
２．控除については、該当する特別の事情が２以上ある場合は、これらの特別控除額を合わせて控除することができる。
３．子ども（就学者、就学前の子）が２人を超える世帯については、その超える人数に申込者本人に係る特別控除額（高等学校等に進学する場合は３９万円、大学等に進学する場合は７４万円）に５０万円を加えた額を乗じた額をさらに控除することができる。